

(議事の要旨)

開始 14時05分

[西田委員長]

ただいまから、平成27年度第8回教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、本日は傍聴希望者がいらっしゃいますので、傍聴を許可したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

(傍聴者入室)

[西田委員長]

本日の会議録署名は、濱屋委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案2件、請願審査2件、報告事項2件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査を先に行い、その後、議案第28号から順次、審議を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認め、まず請願審査を行い、その後議案第28号から順次、審議を進めます。

[西田委員長]

それでは、議事に入ります。

請願第27-3号・日野市立中学校のテストの公開についての請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第27-3号 日野市立中学校のテストの公開についての請願

[兼子庶務課長]

請願第27-3号について、ご説明申し上げます。

請願番号、受付年月日、件名、請願者住所氏名は、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

請願内容ですが、日野市立中学校で作成される全テストを、日野市立図書館においてファイルとして公開されたい、という内容でございます。

説明は以上でございます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。岡本委員。

[岡本委員]

今、紹介していただいた請願の前文のところにいるいろいろ書いてありますけれども、その前に、現在の学校現場でテストの目指している学びと目的をどのように考えているのか、確認の意味でお伺いしたいと思います。

[重山統括指導主事]

まず、日野市内の学校の目指している学びにつきましては、平成26年3月に第2次学校教育基本構想が策定され、それを中核に置いた教育活動を行っています。この第2次学校教育基本構想の策定に当たっては、この前の学校教育基本構想で重点施策としていた「ICT活用教育の定着と充実」「特別支援教育の充実」「幼保・小・中連携教育の充実」「生活指導の充実」、この4点を基盤として、それは重点ではなく基本として、第2次学校教育基本構想を策定しました。

その中で、子供たちに21世紀を切りひらく力を身に付けさせるための授業創造ということ掲げており、それを具体的にどのようにしていくのかということについて、今、学ぶ力向上推進委員会というものを今年度策定して、各学校の代表者と専門家による熟議を重ねております。これからの学びとは、どのような学びなのか、従前の、何を教えるか、知識の質や量を問うものから、課題を発見し、それをどのように解決していくか、主体的に協働的に学ぶ学び方について共有していくということを現在、行っています。文部科学省の田村学視学官によれば「自分の考えや課題が新たに更新され、探求の過程が繰り返される」という言葉で話をされていますが、まさに、これから子供たちがどのように学んで、どのような力を身に付ければよいかということ委員会話し合い、各学校で実践をしているということがあります。

続きまして、テストの目的ですけれども、各学校の授業の中で学んだ学習内容が、どの程度定着しているのか、その基礎・基本等の学んだ内容が、どのように活用されているかを測るために、中学校では多くは定期テスト、それから小テストもありますけれども、行われています。そのテストについては、子供たち一人ひとりの学習状況等を把握する、評価するとともに、教えている教員が、そのテストの結果を踏まえて、今後の指導をどのように行っていくかということに活かすために行われています。定着に課題があると感じた場合には、復習をして繰り返し学習をしたり、授業のやり方、内容の改善を図ったり、そのようなことに使うことが、テストの目的になると思います。

[西田委員長]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

私自身は、今回のこの請願事項は、ただいま説明がございました日野市におきます第2次学校教育基本構想の趣旨ですとか目指す方向と異なっており、従来からのペーパーテスト偏重が強く感じられております。

したがって、本請願は採択できないと考えております。

[西田委員長]

岡本委員。

[岡本委員]

今もご説明がありましたし、また、私たちも学校訪問等で現在の状況を見ますと、総合的に学習進捗に合わせたテストを行っている現状です。そして保護者は子供の学力がどの

程度まで達成されたかをよく理解できるような、そのようなやり方をしていると思います。他校の情報はどうかということよりも、一人ひとり皆さん違いますから、各個人をきちんと見ることができるテストであるかどうか問われている、問われるべきだと、そのように思います。

また、教師の資質の点においても、研修会等で中学の教科研修も行い、他校の情報も含めて議論をしていますので、各個人差というか、そのようなものがないような努力を、かなり時間もかけて、やっております。

そういったことで、以上、現在の公教育の立場から考えますと、今回の請願は不採択と考えております。

[西田委員長]

濱屋委員。

[濱屋委員]

今、ご説明の中で21世紀を切りひらく力ということがありましたが、私はこの力は、どこどこにこう書いてある、ということを知っているという知識だけではなくて、主体的に協働的に学び、新たな課題を自分で見つけて探求していくプロセスを知ることだと思います。

それは、やはりペーパーテストだけでは測りづらい力でありますので、この請願で言っているペーパーテストを重視するということは、日野市の方針とは合わないと思いますので、私も不採択とすべきだと考えます。

[西田委員長]

米田教育長。

[米田教育長]

もう既に各委員から出ているところですが、改めて日野市の第2次日野市学校教育基本構想の中を共有したいと思います。「人・もの・こと」とのかかわりの中で、豊かな創造力と感性を高め、一人一人が自らの考えをもってすすんで解決しようとする、そういう力を育てることがまず一つ。二つ目が、他者との学び合いを通して、統合・発展させて考える力、新しい課題や答えを創り出す力を高めていこう。そして三つ目が、人とのつながりを大切に、豊かな表現力と伝え合う力、コミュニケーションの力を鍛え、実践力や行動力につなげるということです。学力についても、自ら課題を発見し、考え、判断し、よりよく解決する、その力が学力なのだということです。

私どもの、この方向性と請願事項は、やはり各委員もおっしゃっていましたが、ちょっと異なっていると思いますので、不採択と考えます。

[西田委員長]

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

ただいまいただきました委員の皆様のご意見としては、不採択というご意見が多いようですので、日野市立中学校のテストの公開についての請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしとのことですので、請願第27-3号については、不採択とすることに決しました。

[西田委員長]

請願第27-4号・日野市立中学校における英語教育に関する請願、について事務局より説明をお願いします。

○請願第27-4号 日野市立中学校における英語教育に関する請願

[兼子庶務課長]

請願第27-4号について、ご説明申し上げます。

請願番号、受付年月日、件名、請願者住所氏名は、記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

請願内容ですが、日野市立中学校におけるALT講師派遣の補助事業を、日野市立中学校の全生徒が週1回のALT教師による授業を受けることが出来るようになるまで、拡充するよう努力して頂きたい、ということでございます。

説明は以上でございます。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。濱屋委員。

[濱屋委員]

これまでも何回か説明いただいたのですが、ひのっ子教育21で、この英語について議論されていることの現況を教えてくださいと思います。

[重山統括指導主事]

ひのっ子教育21開発委員会での議論について、説明させていただきます。平成22・23年度の2年間で、小学校外国語活動の導入に当たって、小学校と中学校の円滑な接続について、議論をしてまいりました。そして平成27年、今年度と来年度の2カ年をかけて、これからの学習指導要領の改訂も見据えながら、日野市における英語教育の方向性について、今、協議をしております。メンバーは、中学校の英語担当の校長、副校長、中学校の英語担当の教師、小学校の外国語活動担当の副校長、それから、高等学校の校長先生、小学校教員、中学校教員、高校の教員と、高校まで含めたメンバーで協議を行っております。

まず、外国語活動と中学校の英語科の接続、継続性等について、高等学校にも入ってもらっていますので、高校における英語教育の状況、中学校までにこういうことを身に付けてほしいというような考えなどを共有しております。そして現在の研究授業等を通して、実際に授業改善に向けた協議をしています。年間を通して大学の先生に指導助言いただいております。

また、その中でALT、外国人指導助手の活用についても議論をしているところです。

効果的な活用の仕方について、どうあるべきか。話すこと・聞くこと・書くこと・読むこととの四つの技能を、総合的に育成していくというのが今回の学習指導要領の改訂の大きな柱ですので、話すこと・聞くことだけでなく、他の技能を伸ばすことも含めて、どのようにALTが活用されれば、より子供たちのコミュニケーション能力が上がったり、自分の学んだことを発信して、自分の英語が通じたという達成感を味わうことができるのか、それを今、授業実践をしております。そして2年度のまとめに向けて、それらの効果的な活用事例を示し、また、どの程度の活用があったほうがよいのかなどについても、検討を進めてもらうような方向で今、話し合ってもらっています。

[西田委員長]

大変丁寧な説明をいただきました。ほかにご質問はございませんか。米田教育長。

[米田教育長]

その活用の時間の議論というのは、今年度やるのでしょうか。

[重山統括指導主事]

今年度は、まず実践を試行して、より効果的な指導法についての協議をしておりますので、具体的な時数等については、話はしておりません。来年度、協議を行います。

[西田委員長]

ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。岡本委員。

[岡本委員]

はじめに、請願者の方は、日野市の英語教育に大きな関心を持っていただき、また、今回は提案もいただいて、私としては敬意を表したいと思います。

その上で意見を述べたいと思いますけれども、今お話がありましたように、また、以前もここで数々の議論をしてまいりました。現在、ALTも含めて、英語教育を、聞く・話す・読む・書く、この四つのカテゴリーをバランスよく、学習計画を立てております。そして一步一步積み重ねていくことが大切だと考えております。例えば、ICTを活用した授業が全市で大変活発に行われております。また、お話にありました小中だけでなく高校の先生もお呼びして、当然、大学の先生の指導の下に、日野市はいろいろ議論を重ねて、繰り返しますけれども、着実に一步一步やっているような状況です。

したがって、今回の請願は採択できないというのが、私の意見です。

[西田委員長]

高木委員。

[高木委員]

中学校における英語教育は、今もございましたけれども、4技能、聞くこと・話すこと・読むこと・書くことを総合的に育成する必要があるということでもあります。それから、具体的に今、日野の英語教育については、ひのっ子教育21開発委員会で鋭意検討中ということでもありますし、学校の現場を見ますと、ICTを含めて、英語教育の環境整備も日野の場合はよく進んでいると感じております。開発委員会の議論を経て対応すべきだろうと考えております。

したがって、本請願は採択できないと、私自身は考えています。

[西田委員長]

濱屋委員。

[濱屋委員]

先ほど説明があったように、私も学んだことを発信して実際に通じる、その達成感を感じるというのは、とても大切なことだと思います。そういった意味で言うと、現状の時間を増やすことが望ましいのではないかと考えておりますが、開発委員会の中でどのように活用するのか、時間はどれぐらいすればいいのか、ということを検討中ということですので、その検討した方向がわかった上で、方向を決めるのがよいのではないかと考えますので、今の段階では不採択であると考えます。

[西田委員長]

米田教育長。

[米田教育長]

私も、子供たちが将来、世の中でどのような活躍をするかということを考えての請願だと思いますので、本当にありがたく思います。

今、統括指導主事からもありましたように、まず、現在はALTが入った授業、ALTの効果的な活用について今年度、主に議論をしているということです。ALTが入った授業はきわめて重要であるし、拡充をしていくという方向については、努力をすべき案件ということは、そのとおりだと思います。ただ、その活用の時間数については、今年度の議論を経て来年度の議論になっていくということです。この請願事項の中で時間数ということが入っていますので、私としては委員会の報告を待って考えるべき案件かなと思いますので、現段階では不採択と考えます。

[西田委員長]

ほかにご意見はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

ただいまいただきました委員の皆様のご意見としては、不採択というご意見が多いようですので、日野市立中学校における英語教育に関する請願については、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしとのことですので、請願第27-4号については、不採択とすることに決しました。

[西田委員長]

議案第28号・教育委員会委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第28号 教育委員会委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

[兼子庶務課長]

議案第28号・教育委員会委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について、ご説明申し上げます。

平成27年12月3日をもって、西田委員長の任期が満了となります。

また、委員長職務代理者は現在、高木委員にお願いしております。その任期については次の職務代理者が指定されるまでとなっておりますが、慣例により委員長選挙時にあわせ指定を行っております。

任期は委員長については、平成27年12月4日より平成28年12月3日まで、職務代理者については、次の職務代理者が指定されるまでとなっております。

なお、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条、並びに改正前の日野市教育委員会会議規則第7条及び第8条の規定に基づき、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行うものです。

以上でございます。

[西田委員長]

ただいまの説明のとおり、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行います。

この件につきましては、慣例により事務局がその執行の任に当たりますので、庶務課長にお願いします。

[兼子庶務課長]

ただいまから、日野市教育委員会委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を行います。最初に委員長の選挙、続いて職務代理者の指定の順序で行います。

選挙の方法ですが、改正前の日野市教育委員会会議規則第7条に「委員長の選挙は、指名推薦の方法により行う。ただし、これにより難いときは、単記無記名投票の方法によるものとする。」と規定されております。

それでは、推薦をお願いいたします。

[岡本委員]

大変ご苦労と思いますけれど、西田委員を推薦いたします。

[兼子庶務課長]

委員長として、西田委員の推薦がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[兼子庶務課長]

西田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

[西田委員]

はい。お引き受けいたします。

[兼子庶務課長]

西田委員が委員長に選任されました。

引き続き委員長職務代理者の指定を行います。改正前の日野市教育委員会会議規則第8条により、委員長職務代理者の指定は委員長選挙の方法を準用することとなっております。

それでは、推薦をお願いします。

[岡本委員]

大変ご苦勞をおかけしますが、高木委員を推薦いたします。

[兼子庶務課長]

委員長職務代理者として、高木委員の推薦がありました。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[兼子庶務課長]

高木委員、お引き受けいただけますでしょうか。

[高木委員]

はい。お引き受けいたします。

[兼子庶務課長]

高木委員が委員長職務代理者に選任されました。

日野市教育委員会の次期委員長は西田委員、次期委員長職務代理者は高木委員と決まりました。

それでは、新委員長及び新委員長職務代理者から、それぞれご挨拶をいただきたいと思っています。では、西田委員長、お願いいたします。

[西田委員長]

ただいま教育委員の皆様方から、委員長のご推薦をいただきました。ありがとうございます。大変重い責任を感じております。日野市の教育の向上のために一生懸命努力をして、職責を果たしていく所存です。どうぞこれからも一層のお力添えをお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

[兼子庶務課長]

続きまして、高木委員長職務代理者、お願いいたします。

[高木委員]

ただいま委員長職務代理者の指定を受けました高木です。どうぞよろしくをお願いいたします。日野市の教育情勢を取り巻く課題は、いろいろあるかと思いますが、微力ですけれども一生懸命やっていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っています。

[兼子庶務課長]

ありがとうございます。以上で、教育委員会委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定を終了いたします。

[西田委員長]

議案第28号は、これにて終了いたします。

[西田委員長]

議案第29号・日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の提出について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第29号 日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の提出について

[鈴木学校課長]

議案第29号・日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の提出について、でございます。

提案理由でございます。日野市立幼稚園保育料の適正化を図るため、日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正するものでございます。

6 ページをお開きください。

第1条、日野市立幼稚園保育料条例の一部を次のように改正するものでございます。

8 ページをお開きください。

新旧対照表でご説明をさせていただきます。

第3条第1項、旧の表ですけれども「別表に定める世帯の所得の状況その他の事情に応じた保育料」を、新の表ですけれども「子ども・子育て支援法施行令第4条第1項及び第4項で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して別表に定める保育料」に改めます。

9 ページでございます。

別表、旧の表でございますけれども「各月に在籍する支給認定子どもの属する世帯の区分」を、新の表です「各月に在籍する支給認定子どもの属する世帯等の区分」に改め、第2階層の項中「を含む。）」の次に「又は養育里親等である支給認定保護者」を加えます。

10 ページをお開きください。

備考1、第3号の次に「(4) 養育里親等 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。」を加えます。

備考2の中の旧表でございます。「世帯」を、新表ですけれども「世帯等」に改め、11 ページにございます備考の中の旧のほう「属する世帯」を「属する世帯等」に改め、この備考の次に「6 この表に定めるもののほか、支給認定子どもの属する世帯等の区分及び多子区分の適用については、子ども・子育て支援法施行令に定めるところによる。」を加えるものでございます。

12 ページをお開きください。

第2条の改正です。日野市立幼稚園保育料条例の一部を次のように改正するものでございます。別表、第2階層の項中「3, 000円」「1, 500円」を、それぞれ「0円」に改め、13 ページにございます第4階層の項中、旧の「77, 100円を超える」を、新の表「77, 101円以上211, 200円以下である」に改め、この表に「第5階層」「第1階層を除き、所得割課税額が211, 200円を超える世帯」「12, 800円」「6, 400円」「0円」を加えます。また、備考2のところでございますけれども、旧の第4階層を新の第5階層に改め、14 ページにございます旧の備考5を削り、備考6を備考5とするものでございます。

7 ページにお戻りください。付則でございます。

施行期日でございます、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

経過措置でございます、平成27年度に入園した小学校就学前子どもの属する世帯等が、平成28年4月1日以後において第2条の規定による改正後の日野市立幼稚園保育料条例別表に規定する第5階層に該当するときは、新条例別表の規定は適用せず、当該世帯等に

属する支給認定保護者の保育料の額については、なお従前の例によるものでございます。

3、前項に規定する場合を除き、新条例別表の規定は、平成28年4月1日以後の市立幼稚園の利用に係る保育料について適用し、平成28年3月31日以前の市立幼稚園の利用に係る保育料については、なお、従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[西田委員長]

事務局からの説明が終了いたしました。ご質問がございましたら、お願いします。濱屋委員。

[濱屋委員]

今、改正の具体的な内容について、ご説明いただきましたが、改正の大きな趣旨はどこにあったのかということと、あと、関係する市民への説明はどうだったかということをお教えいただけますか。

[鈴木学校課長]

この市立幼稚園の保育料の考え方でございますけれども、使用料につきましては、日野市全体として適正な負担をしていただくことを基本としておりまして、市立幼稚園の保育料についても適正化を図っていきたいと考えております。子ども・子育て支援制度により、保育料は応能負担となっているために、世帯の状況に合った応能負担とするとともに、経済的基盤が弱い世帯については、セーフティネットとしての支援の拡大を図っていき、一方、所得の高い世帯につきましては、適正な負担を求めていくものでございます。そのように考えてございます。

それから、利用者の方の負担ということでございますけれども、今年4月、今まで一律10,000円だったものを、応能負担に改めました。それから現在、来年からのものにつきましても、ここで園児の募集等をかけていますけれども、応能負担をより鮮明していくという、お話はさせていただいているところでございます。

これからのことでございますけれども、この教育委員会で認めていただいた後、12月議会にこの条例を提案して、審議していただく予定です。議決をいただいた後、改めて保護者の方に、説明を丁寧にしていきたいと考えているところでございます。

[西田委員長]

丁寧な説明がございました。ほかにご質問はございませんか。

[西田委員長]

なければ、ご意見を伺います。

[西田委員長]

なければ、ご質問、ご意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の提出について、を原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[西田委員長]

異議なしと認めます。議案第29号は原案のとおり可決されました。

[西田委員長]

報告事項に入ります。

報告事項第18号・平成28年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（中学校）、
について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第18号 平成28年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（中学校）

[鈴木学校課長]

報告事項第18号・平成28年度入学「選べる学校制度」希望調査集計結果（中学校）
でございます。

20ページをお開きください。

平成28年度入学希望調査集計状況についてでございます。平成27年10月7日現在
でございます。

一中を例にとりますと、学区内人口314名に対し、希望増——よその学区から一中を
希望した者——が34名、希望減——一中以外の学校を希望した者——が25名、私立な
などを希望した者が24名、入学希望者が差し引き299名、定員273名に対して26名、
就学可能人数を上回っております。そのため、11月7日に抽選を行いました。その抽選
ですけれども、抽選会場には10組の保護者が出席されましたが、特に意見もなく淡々と
抽選が行われました。

次に、二中から平山中でございますけれども、いずれも定員以内となっております。

説明は以上でございます。

[西田委員長]

事務局からの報告が終了いたしました。ご質問、ご意見がございましたら、お願いしま
す。

[西田委員長]

この抽選というのは、何を決めるのですか。

[鈴木学校課長]

優先順位を決定していくものでございます。必ず入れるということではございません。

[西田委員長]

優先順位を決めていく、そのための抽選ということですね。ありがとうございました。
ほかにもございませんか。

[西田委員長]

なければ、報告事項第18号を終了します。

[西田委員長]

報告事項第19号・行政情報の公開請求、について事務局より報告をお願いします。

○報告事項第19号 行政情報の公開請求

[木村生涯学習課長]

報告事項第19号・行政情報の公開請求、について報告いたします。

次のページをお開きください。

公開請求のあった行政情報について、次のとおり決定いたしましたので、報告するものでございます。

請求日、決定日、請求件名については、記載のとおりでございます。

決定内容でございます。1、2両件とも全部開示です。

以上でございます。

[西田委員長]

事務局からの報告が終了いたしました。ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。岡本委員。

[岡本委員]

直接、開示のことではないですが、ちょうどよい機会ですので。

この文化財の発掘調査につきましては、現場にも行かせていただいて、大変、市民も注目しているところですが、現在の調査の状況と今後の見通しみたいなものを、参考に説明していただければ、ありがたいと思います。

[木村生涯学習課長]

平山遺跡の発掘につきましては、25年度から様々な遺構や遺物が出ています。特に大きなものとしましては、26年度に西平山の四面庇掘立建物跡という、平安時代の郡の役所に相当するような建物である「郡衙」なのか、あるいは台頭してくる武士の館なのかというような、大きな遺構が発見されています。

隣接する川辺堀之内地区や豊田地区でも、いろいろなものが出てきております。

非常に重要なものでありますが、一方で市としては区画整理事業も進めなければいけないということもあります。生涯学習課といたしましては、いろいろな文化財をしっかり守っていくという立場ですので、調整を図りながら調査を着実に進めていく方針でございます。

[岡本委員]

もっとビッグなものが出てきますか。

[木村生涯学習課長]

西平山の区画整理につきましては、これから進んでいきますので、国道部分についての東京都埋蔵文化センターの調査なども待ちながら、全体像がわかってくるかなというところでございます。遺構の性格を明らかにできるような文献等が見つかっておりませんので、周辺の調査をすすめながら探っているというところでございます。

[西田委員長]

ほかにごいませんか。

[西田委員長]

なければ、報告事項第19号を終了します。

[西田委員長]

以上をもちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて平成27年度第8回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時41分